

れ、それに必要な町からの情報
の提供、説明責任・応答責任
などが義務づけられること
になります。町民が「よりよ
い安平町をつくろう」と思っ
たときに、参加できる制度が
整えられることにより、町民
の意見が一層町政に活かされ
るようになると思います。

5 なぜ安平町に必要なの？

本町においても、合併を契機
に「信頼されるまちづくり」を
目標に掲げ、町民の皆さんを原
点に「住民を主体としたまち
づくり」、「町民と進める協働の
まちづくり」を基本原則として
地方分権型社会の確立を目指

すこととしています。

本町において、これから制定
しようとしている「自治基本条
例」は、前述の項目を十分踏ま
えたうえで、このまちづくりの
基本目標を制度化し、町民の
権利保護やそのための制度保
障などを、自治体の法律である
自治基本条例の制定によって
実現しようと考えています。

6 自治基本条例ができたあと、 私たちは何をすればいいの？

最初に、この条例の内容を
理解し、自分のできることか
ら、まちづくりに参加してい
くこととなります。

また、最初に出上がる条

例は、完成版としてではなく
これから「成長していく条例」
と考えていることから、安平
町のまちづくりの進み具合に
合わせて、内容を見直すこと
にしていますので、この条例
がいつまでも安平町にふさわ
しい条例でありつづけるよう
に「みなさんで育てて成長さ
せていく」必要があると考え
ています。

7 自治基本条例と他の条例 とはどういう関係にあるの？

自治基本条例は、安平町が
まちづくりを進めるときに最
も基本的なルールを定めよう
と考えることから、たくさん
ある条例の中で、最も重要な
ものと考え、今まである条例
を見直したり、新しい条例を
つくるときには、この自治基
本条例に合わせてつくられる
ことになると考えます。この
ため、自治基本条例は、安平
町の「最高規範」（最高のきま
り）と位置付けしようと考え
ています。

おわりに

自治基本条例は、まちづく

りの進展、分権改革、町民活動
の隆盛等を背景に各地で制定
され、自治体運営の基本を表
すものとして定着しつつあり
ますが、その一方で、その意義
や必要性、最高位性について
懐疑的な意見もあります。

しかしながら、本町におい
ては昨年の歴史的合併を契機
に新たな自治体として新しい
まちづくりを進める中で、そ
の必要性や住民自治の確立等
の課題を実現するため、自治
基本条例の制定が不可欠と考
え、制定に向けて検討してき
ました。

これから制定しようとする
条例は、住民自身を主人公と
して、安平町のまちづくりの
基本的な考え方を明らかにす
るとともに、町民の皆さんの
参加のもと協働によるまちづ
くりを推進するための基本的
事項を定め、町民の皆さん自
らの意思に基づいた自治の実
現を図ることを目的とした内
容の条例を制定しようと考え
ますことから、その制定過程
においては皆さんの参加のも
と推し進めることを基本と考
え、ある程度の案（たたき台）
がまとまった段階で、要所に



昨年の自治会長会議

においてパブリックコメント手
続や意見を聴取する機会を設
けて皆さんの意見を反映した
いと考えていますので特段の
ご理解をお願いします。

いづれにしても、これから
制定しようとする条例は、前
述したとおり成長させていく
条例と考えていますことから、
安平町にふさわしい身の丈に
あつた個性的な条例制定を目
指しますので、町民の皆さん
ご協力を併せてお願いします。

問合せ

この記事に関する問合せは、
総務課地方分権係まで。

☎ 2511 (内線118)



老人クラブで毎年実施しているセン
ターブリッジ(追分駅横)の清掃活動